

秋田県難病医療連絡協議会設置要綱

(目的)

第1 新たな難病医療体制及び難病医療を担う難病診療連携拠点病院（以下「連携拠点病院」という。）、難病診療分野別拠点病院（以下「分野別拠点病院」という。）及び難病医療協力病院（以下「協力病院」という。）や保健・福祉機関などの連携協力関係の構築を図るため、秋田県難病医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2 協議会は、秋田県難病医療ネットワーク事業（難病医療提供体制整備事業）実施要綱に基づき、次の事項について協議する。

- (1) 難病患者の入院施設確保に関する連携体制の構築に関すること。
- (2) 難病患者個々に対応した地域支援等、在宅での難病医療の確保に関すること。
- (3) 県内の難病患者の医療・療養の実態把握に関すること。
- (4) 地域の実状に応じた難病の医療提供体制の検討・協議・評価等に関すること。

(構成)

第3 協議会は、委員27名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
 - (1) 連携拠点病院、分野別拠点病院、協力病院関係者
 - (2) 秋田県医師会の代表者
 - (3) 保健所長
 - (4) その他知事が必要と認めた者

(任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

- 第6 協議会の会務は、会長が召集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 5 委員は会議に出席することができない場合、委任した者を出席させることができる。
 - 6 前項の場合に委任されたものを委員として本条の規定を適用する。

(事務局)

第7 協議会の事務局は、秋田県健康福祉部保健・疾病対策課に置く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成31年1月31日から施行する。

この要綱は、一部改正し、令和2年3月25日から施行する。